

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

業者名 成毛建設 有限会社

住 所 潮来市宮前1丁目20番地1

2 指名停止措置期間

令和7年8月20日 ～ 令和7年9月19日（1か月間）

3 指名停止措置の適用範囲

潮来市が発注する工事

4 事実概要

成毛建設有限会社は、潮来市発注のR07水郷潮来あやめ園圃場整備工事（あやめ園内）の工事現場において、令和7年7月25日、仮設道路設置作業中、運んでいた敷鉄板の玉掛ワイヤーが外れて落下し、作業員1名が重傷を負った。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者に負傷者をだしたことは、「潮来市建設工事請負業者指名停止等措置要領」（平成8年10月3日付け告示第52号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第1第7号に該当する。

指名停止等措置要領 別表第1

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内

問 い 合 わ せ 先

潮来市総務部財政課

潮来市辻 626

電話 0299-63-1111